

聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第28号

聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
第1条 聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年聖籠町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「100分の85以上100分の160以下」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の83超100分の85未満」を「100分の93」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の80」を「100分の90」に改める。

第14条の2第1項第1号中「100分の37.5超」を「100分の44.5以上」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

第2条 聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条第2項第5号中「（第6号に該当する場合及び聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第16条の規定による組合休暇の許可を受けた期間を除く。）」を削り、同項第6号中「勤務時間条例第3条」を「聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年聖籠町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第3条」に改め、同項第7号中「第15条」を「第17条」に改め、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「勤務しなかった期間」を「勤務しなかった全期間」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

（8） 勤務時間条例第17条の規定による介護時間の承認を受けて勤務

しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

第3条 聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の93」を「100分の88」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の90」を「100分の85」に改める。

第14条の2第1項第1号中「100分の44.5」を「100分の42」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。